

令和 8 年

厚生建設常任委員会記録

令和 8 年 3 月 9 日 開会

令和 8 年 3 月 9 日 閉会

河 合 町 議 会

令和8年厚生建設常任委員会記録

令和8年3月9日（月）午後 1時30分開会

午後 3時18分閉会

出席委員

委員長 長谷川 伸 一

副委員長 常 盤 繁 範

委 員 坂 本 博 道

委 員 杵 本 光 清

委 員 大 西 孝 幸

委 員 岡 田 康 則

議 長 疋 田 俊 文

委員外議員

4 番 佐 藤 利 治

出席説明員

町 長 森 川 喜 之

副 町 長 佐 藤 壮 浩

教 育 長 上 村 欣 也

総 務 部 長 小 野 雄 一 郎

福 祉 部 長 浦 達 三

生活環境部長 佐 藤 桂 三

まちづくり
推進部長 中 島 照 仁

生活環境部
次 長 森 川 泰 典

住民福祉課長 古 谷 真 孝

環境対策課長 内 野 悦 規

建 設 課 長 吉 田 和 彦

事務局職員出席者

局 長 高 根 亜 紀

主 事 平 井 貴 之

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○委員長（長谷川伸一） ただいまより厚生建設常任委員会を開会いたします。

○委員長（長谷川伸一） 去る4日の本会議において当委員会に付託されました議案第8号、第9号、第10号、第18号、第21号、第23号、第25号の計7議案について審議を行います。

また、資料請求を行った内容につきましては、重複するような質問はご遠慮願います。

それでは、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） じゃ、お願いします。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） それでは、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,995万8,000円とするものでございます。

（「違う」と言う者あり）

（「補正前の予算額は今の金額だと思うんですけども」と言う者あり）

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、申し訳ございませんでした。

19億3,400万円とするものでございます。

（「それ何か数字違いますね。一旦、止めたらいいいんじゃないですか。

議事止めてくれますか。数字合わない。」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） はい、止めてくれますか。

はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、改めて、申し訳ございませんでした。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,400万円とするものでございます。

（「違う」と言う者あり）

○住民福祉課長（古谷真孝） 申し訳ございません。

○委員長（長谷川伸一） ちょっと中断します。中断します。

（「提出議案よ」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ちょっと待ってください。ちょっと任せてください。

よろしいですか。

古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 申し訳ございませんでした。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,781万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。

8、9ページをご覧ください。

款13国民健康保険事業費納付金、項1医療費給付分、目1医療給付分、これは、国民健康保険事業費納付金について河合町に交付された額と増額を納付金とすることとして納めることとなる調整交付金について、奈良県に納付するため医療費給付分を381万1,000円増額するものです。

納付金について、保険料水準統一後は、河合町の交付された額と同額を納める仕組みとなっております。

続いて、歳入について説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

款4県支出金、項3県負担金、補助金、目1保健給付費等交付金、これは、結核、精神の疾病にかかる医療費などが多額である場合に交付される特別調整交付金について交付額が確定したことに伴い、381万1,000円増額補正を行うものでございます。

以上が、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） 審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） それでは、まず、歳出から審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 増加の要因、先ほどこちよつと説明あった。

○委員長（長谷川伸一） 声が、もう少し近づいて。

○委員（坂本博道） 増加要因ということで、増加というか新たに支出するということで、要因は少しあったんですが、改めて、それは河合町の中での療養の給付というか、それに関連する、例えば、費用が増えたから新たに納付金を増やされたというわけではないんですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、河合町の給付の中で、精神にかかる医療費が高額になったことに伴い、特別調整交付金が交付されるものでございます。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それについては一応予算していたよりも結局多かったということでしょういいんですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかがございせんか、歳出につきましては。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） 次に、歳入に入ります。

質疑のある方、発言願います。

ございせんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ほかにはございせんね。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第8号 令和7年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について、可決することに決しました。

次に、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） じゃ、よろしく。

はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） それでは、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,923万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、これらは、居宅介護サービス給付費を6,000万円減額するものでございます。これは令和7年度の居宅介護サービス等の利用に関わる給付が、当初計画していた予算よりも給付の見込みが下回ったため不用額を減額するものです。

同じく、目3施設介護サービス給付費、こちらは特別養護老人ホームなど入所に関わる施設介護サービス給付費を3,000万円減額するものでございます。これは、令和7年度の施設系サービス等の利用に関わる給付が、当初計画していた予算よりも給付の見込みが下回ったため、不用額を減額するものです。

同じく、目7居宅介護サービス計画給付費、こちらは介護サービスを利用する際に必要となるケアプランを作成してもらうケアマネージャーに関わる給付費を500万円減額するものであります。これは、令和7年度において、介護サービスを利用する際のケアマネージャー

に関わる給付費が当初計画していた予算よりも給付の見込みが下回ったため、不用額を減額するものです。

目9 地域密着型介護サービス給付費、こちらはグループホームなどを利用する際に必要となる給付費を2,500万円減額するものであります。これは、令和7年度において、グループホーム等を利用する際の給付が当初計画していた予算よりも給付の見込みが下回ったため、不用額を減額するものです。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、こちらは介護給付費負担金を2,250万円減額するものであります。これは、今回減額した介護給付費に対する国の負担分を減額補正するものです。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、これは、今回減額した介護給付費に対する国の負担分として583万2,000円を減額補正するものです。

款5 支払い基金交付金、項1 支払い基金交付金、目1 介護給付費交付金、これは今回減額した介護給付費に対する支払基金の負担分3,240万円を減額するものであります。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、これは今回減額した介護給付費に対する県の負担分1,650万円を減額するものです。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金、これは今回減額した介護給付費に対する町の負担分1,500万円を減額するものでございます。

8、9ページをご覧ください。

款7 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、これは介護給付費準備基金繰入金を2,776万8,000円減額するものであります。これは今回の補正において、支出の合計額と収入との差額を基金の繰入れで調整するものであります。

以上が、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） 審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） はい。

○委員（大西孝幸） いいですか。歳出。

○委員長（長谷川伸一）　じゃ、歳出ですね。歳出から。

はい。

○委員（大西孝幸）　歳出、これ全般ですけれども、これ現給付費、要は予算案組むの増減あって難しいと思うんですけれども、要はこれ全体的に減額があまりにも大きいじゃないかと思うんですけれども、その点どうですか。

○福祉部長（浦　達三）　委員長。

○委員長（長谷川伸一）　はい、浦部長。

○福祉部長（浦　達三）　介護保険につきましては3年計画というのがありまして、今現在、第9期計画というところで、ちょうど令和6年度から、7年、8年と3年間の計画をさせていただきます、その中間期に当たるものでございます。

介護給付費というのは、基本的には右肩上がりで伸びていくものと考えていたんですけれども、実際には人口の減少であったりですね、むしろ介護認定、思ったよりも伸びなくて、介護サービスを使われる方もちょっと少なくなりましたので、こういった結果につながったという形で考えております。

以上です。

○委員長（長谷川伸一）　はい、大西委員。

○委員（大西孝幸）　減額に関しては、事業的にはそれでいいと思うんですけれども、あまりにも額が大きいんで、要は3年計画とはいえ、見積りがちょっと見込み違いということはなかったんですか。

○福祉部長（浦　達三）　委員長。

○委員長（長谷川伸一）　はい、浦部長。

○福祉部長（浦　達三）　はい、委員おっしゃるようになかなか見込みが難しいところがございます。やっぱり3年間の予測値でというところありますので、これから上昇していくのか、これから平均並みになるのかというのは確かに読みにくい部分があります。ただし、河合町の高齢化がかなり進んでおりますので、そういった点からいきますとかなり伸びていくのかなという予測値だったんですけれども、最終的にはこういった結果につながったというふうに考えております。

○委員（常盤繁範）　はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一）　はい、副委員長。

○委員（常盤繁範）　同じ形でお伺いしたいところがあるんですけれども、金額としましては

大きな金額が減額される形になっております。先ほどご答弁の中にも触れていらっしゃいましたが、大きな要因としてあるのは、見込み違いを起こしている部分では、例えば、急激に死亡者が増えたのか、もしくは想定されている介護認定のものが想定しているよりも健康な高齢者が予想より多かったというところで、要するに、減額されているのか、その辺の要因を確認したいと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい、まず65歳以上の人口の推移なんですけれども、こちら当初見込んでいたのが、約6,395人だったんですけれども、結果、現時点では6,343人と、50人ほど減ったというところがございます。

あと、介護サービスを利用される方、これも一応認定者数が、計画時では1,400人という形で見込んでいたんですけれども、こちらについては結果1,334人ということで、こちらもちょうと計画と大分ちよつと乖離が出ましたので、そういった点で1人当たり使う介護サービスと実際減少した部分と比較させていただくと、これぐらいの金額が給付がされなかったというところがございます。

まあ、おっしゃるように、当然河合町のほう、なるべく介護サービスを使わなくていいように健康でいられるようにという形で、健康寿命が高いところがございますので、そういったところもひょっとしたら要因があったのかなと考えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 私としては、良い印象として受け取らせていただければと思っております。健康寿命伸びれば、その分介護サービスを受ける人口が少なくなるという形で考えられるところもありますんで、これは河合町政の高齢者に対する健康に対する、留意する部分の政策のメリットだと思っておりますんで、よかったのではないかなと考えているところでありますが、現状において効果のあった事業というのは、総じて言えば、どういうものがあつたか、ここまでに留めたいと思うんですけれども、ご答弁いただければ、これだけの減額になったというのがね、3年間の見込みの中でそれだけでもこれだけの金額が出たというのは効果があつたと思うんですよ、いろいろな施策のね、それをお示しいただければ。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 健康で長生きしていただくために、河合町ではよくしゃきっと教室ですね、各地域で運動機能の向上という形で参加していただいていますんで、その事業を一番やはり、地味なんですけれども、地道に筋力をつけたり、そういったところで効果があったのかなと思います。

また、社協のほうで各地域でサロンやっていたりとか、そういった形で高齢者の活躍できる場というのも提供しておりますんで、そういったところがよかったのかなと考えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） まず、少し脱線するかもしれないですけれども、町長にお伺いしたいんですけれども、これ効果出ているんですよ、健康寿命伸びていることによって、こういった支出の部分、要は長寿、給付の部分も減額されているということは効果が出ているんですよ。私として、今部長答弁の中ではしゃきっと教室と出ましたけれども、非常に河合町内って歩く人多いんですよ。本当にお散歩というか、それを1日の決まり事として高齢者の方々が一生懸命歩いているんですよ。そういう部分を維持するということのも、やっぱり道路関連してきますから、非常にその歩く道を整備するところの部分、しっかりとその介護の予算関係の話ですけれども、意識していただきたいんですが、これ健康寿命の増進につながりますから、どのようにお考えになっているか述べていただけますでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤委員のご質問にお答えします。

今おっしゃるように、河合町の高齢者の方々が健康に、また安心して過ごしていただける道づくりに取り組んでまいりたいと思います。これが介護費用の減額につながるという、その一端として今後とも考えてまいりたいと思います。

○委員（常盤繁範） はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 給付費の一応減額、予算よりも少ない要因とさっきやったんですが、ただその中に、例えば、事業所が減ったとか、そういうふうなことは河合町の場合はないです

か。特に訪問介護とか全国的には厳しい状況もあるんですが。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 特に事業所が減ったとか、そういったところは聞いておりません。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ先ほど来、3年間の計画でということはあるんですけども、しかし一定大きく見積もることで、逆に保険料は保険税というか保険料はそれに伴って徴収するわけなんで、だからそういう点でいったらばもう少し実態というところとあれですかね、すれば抑えられるというところと変ですけども、それもあるんじゃないかと思うんですが、見込みそのものはこれは一定の数字が基礎にあったらどれぐらい伸びるというのは予算化はもう何か国の指標とか基準があって、それに意外と単純に当てはめているだけな感じでしたかね。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 全国的に見える化システムというのがありまして、今までの介護給付とかそういったところ全国的に見られるシステムございます。それを参考に、今後3年間の給付の伸びを見ていくという形になっておりますので、はい。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そういう意味で一応3年計画、2年経って大体傾向多分分かったとなったら、3年目のところすごい、例えば、一定の調整を図るような予算とかいうのは作ることとは技術的にというか法的にできないんですか。

○委員長（長谷川伸一） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい、介護保険につきましては、なぜ3年間の事業計画を立てるかというのは、今後3年間でいる給付ですね、それに対して23%の介護保険料を徴収させていただくということがありますので、例えば、これ中間期が減ったからといって翌年度全体的に下げるということはできませんので、あくまでも3年間の総量を考えた上で介護保険の23%を徴収させていただいていることがございますので、基本的には下げられないという形ですね。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それでは、最終的には3年というか来年度の決算で、そのあたり最終的に調整といったらあれですけれども、されるような形に理解したらいいんですかね。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） はい、来年度の決算で全体的な数字が出ますんで、当然それで今年の浮いたというか、1億2,000万円の減が逆に翌年度で1億2,000万円必要になってくるといふこともありますんで、そこは3年の決算を見ないと分からないというところでございます。

○委員長（長谷川伸一） はい、よろしいですか。

次に、歳入に入ります。

質疑のある方、発言願います。

ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第9号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決することに決しました。

次に、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明よろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） よろしく。

○住民福祉課長（古谷真孝） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） それでは、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度

特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ581万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,592万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8、9ページをご覧ください。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、これは後期高齢者医療保険制度における保険料の収入見込額などの増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を581万円増額するものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

6、7ページをご覧ください。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 普通徴収保険料、これは納付金算定に関する保険料の収入見込額の増加に伴い現年度分普通徴収保険料を500万円増額するものでございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、これは納付金算定に関する基盤安定分の額確定に伴い、基盤安定繰入金を81万円増額するものでございます。

以上、歳入歳出581万円の増額補正となっております。

以上が、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） 審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） それでは、まず歳出から審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） これ毎回伺っていますが、大きな額ではないですけども、増えているということになると、件数もしくは給付費、どれぐらい、例えば、件数とか増えたとかありますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 約100人程度被保険者数が増加したことによるものでございます。

○委員長（長谷川伸一） はい、ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） 次に歳入に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） これ見たら、普通徴収のほうの保険料で500万円ほど増えているということなんで、確か普通徴収のほうは年金天引きでない、普通に集めていく人たちということでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） そのとおりでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） となると確か1月1万5,000円未満の方が対象だったん違いますか、年金天引きしないという人について、ちょっとその辺の、確かその層が増えているように理解するんが、何か特徴ありますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 加入初年度はもう制度的に特別徴収ができないというルールになってございまして、むしろ転入であったり年齢到達に値した方が見込みより増えているということでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうしたら、所得の収入の少ない人が増えたというよりは、とにかく制度で新しく75歳になったとかという、そのときの条件が影響しているということではないんですかね、それなら。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、そうですね、いろんな要因があるとは思いますが、主には初年度の方が増えているという認識でございます。

○委員（坂本博道） ちょっともう一回。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） となると、そこは予算の段階で初年度に増える人は本来見込めるということの変ですけども、それで、100ゼロじゃないとは思いますが、大きいというのはちょっとそれは見込めるところでちょっと違いがあったとなりかねませんけれども。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、若年後期であつたり様々なちょっと要因があるので、その辺が見込めなかったのではないかと考えております。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第10号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決とすることに決しました。

次に、議案第18号に入ります。

議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

理事者の説明よろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） よろしくをお願いします。

はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正について説明させていただきます。

空き地に繁茂した雑草については、町の対応としましては、これまでも条例に基づき、空き地の所有者等に対しまして適切な管理をお願いしてきておるところではございますが、現状の条例におきましては、所有者を確認するに對し登記簿情報を活用していましたが、空き地の所有者に通知が届かないケースも生じることがございました。このほか、適正管理依頼通知をした上で管理が行き届かない場合もございましたので、空き地の所有者等に関する情報の利用権限や勧告等の追加をすることにより、実効性を高めるため条例改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 条文全体の部分のところで、何の条文に対してこうだという形で質疑させていただければと思いますが、お願い申し上げます。

今回、こちらのほう第11条には5万円以下の過料に処するという形になっております。その中で、この11条の頭の部分に、第7条の規定による命令に従わずと前提条件とする、付されております。では、その第7条を読みますと、これ、前の条文にもあるんですけれども、これ相当の猶予期間を付して命令を行う、命令を行う前の段階として第6条勧告があります。こちらのほうも相当の猶予期間を付してとあります。これね、過料を科すという形になっておりますんで、要は厳罰化しているところの部分はあると思うですね。だから、そこまでするんであれば、相当の猶予期間という形のものは、実際はその採否する立場としてはどのぐらいのスパンでそれぞれ第6条と第7条考えて、猶予期間という形で考えるのか、そこを取りたいんですが、どのようにお考えですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 相当の猶予期間というところでございます。こちらにつきましては、約1か月程度を見込んでおります。

以上でございます。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） そうなりますと、勧告に関しては、まず、管理不全な状態がこれ第6条ですね、管理不全な状態が継続していると認められるという形になってから1か月、その期間をもって相当の猶予期間という形として勧告を行う、その勧告を行って相当な、第7条に移りますが、相当の猶予期間という形でさらに1か月期間を置いて命令を出すと、要は管理不全な状態が認められた状態になってから2か月、そこから命令という形になるわけですね。まず、そこを確認したいんですが、いかがですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、督促を発出してから、その後命令ということになるんですけれども、命令につきましても1か月程度を見込んでおります。

以上でございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） 常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） はい、そうなりますと、過料に付す、処するという形になるのはおよそ3か月から4か月後という形になるわけですね。

第11条にまた移っております。よろしいですか。

それぞれ相当な猶予期間というのは、1か月、1か月でしょう、そういう形でしょう。当然のことながら、その命令を行った際に不服申立ての受付もするわけですよ。その一定期間を付して、要するに、この期間は不服申立てのものを受け付けますよという形を取るわけですね。そうなりますと、2か月ではなくて、3か月から4か月ぐらいの期間を付して、その上で罰金を科すと、過料を科するという形になると思います。

そこで確認したいんですけれども、この第11条に書かれている、正当な理由なく必要な処置を講じなかった所有者はというところの、正当な理由、こちらのほうですね、どのようにお考えになっているか、お答えいただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、過料、過ち料に行く前になんですけれども、まずその前に照会をするというところです。そこで、意見をお伺い、事情等をお伺いするというところ

になるんですけれども、そこが出された時点でそれが正当な理由かどうかという判断を、最終的にはこちらで判断をすることになります。ですけれども、その前に、法務管理主任や顧問弁護士等、相談のほうをさせていただいた上で決定のほうをさせていただこうというふうには考えております。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 細かい形でお伺いしていて申し訳ないんですけれども、最終的には、ではこれ過料を科すという、処するという形の決定権者は誰になるのかははっきりと申し上げていただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、過料、過ち料の決定権者なんですけれども、河合町になりますので、最終的には町長ということになります。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） ご答弁の内容で、何となくこれ条文にはもう町長は書かれているから、分かっているんですけれども、ご答弁の内容ですと所掌の部署で判断してという形に陥りがちなので、これしっかりと手続き踏んだ上で、例えばですけれども、これ過料を科すってこれ、要は重大なんですよ。

そういう意味で、しっかりとその対象者に対してヒアリング、こういう主張もありますということも踏まえて、将来のこれ、条例制定されてからの話ですから、将来の町長に対してしっかりと説明を行って、最終的には判断を促していただきたい、これトラブルの原因にならないでほしいんですよ。訴える、訴えないとかね、正当な行政手続きが行われないままこういう形で過料を科されたとかね、そういったことがないように、しっかりとその辺のところは整備していただきたいと思うんですが、その辺のシミュレーションというか、実際にこういう手続きで町長に対して行っていきますからね、最終的に、すみません、判断を行っていただきますよということは、所掌の部署として、町長に対してしっかりとレクをしていただきたいと思いますと思いますが、その準備はございますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、ご意見ありがとうございます。

こちらの税務改正の条例が議決になった際には、改めて打合せのほうをさせていただきまして、レクのほうをさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○委員（常盤繁範） はい、ありがとうございました。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、ほかに質疑ございますか。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） 私も、6条、7条で、要は、相当の猶予という常盤委員から質問があって、約1か月程度という話ですね。逆にこの、その期日を条例に明記しないということは、要は、条例上運用しにくいからその期日を明記しないのかどうか、その辺どうですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、今回期日を明記しておりません。これ、旧条例におきましては、この命令後に15日以内ということが明記されておりました。しかし、この15日を明記しておくことによりまして、実際それを運用した際に、通知してから15日間のうちにその所有者様にとっては文書を受け取ってそのあとに草刈りをする、または業者さんに依頼をするということになります。そうなりますと、繁忙期ではこの2週間の間では現実的には対応できないということもあります。そういうのも踏まえまして、あえて明示はしておりませんが、1か月程度の猶予は持とうということで考えた次第でございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ございますか。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 2条のところのその放置される状態像ということで4点挙げられているんですが、その前に、雑草等灌木含むとなっているんですけれども、こういう事例のところにちょっと実は聞いていることがありまして、例えば、少し背の高い木があって、それが隣家の横にあって、要するに、倒れるとか含めて危険がある場合とか、これは安全上とかいう規定のときに何か適用できないのか、もう1個は事例的に言えば、例えば、少し擁壁があって上にある木がはみ出していて、下の道路歩道があるけれども、そこへ落ちてきそうやと、

要するに、そこを手入れなかなかしないということ、そういう安全上の規定にも適用できないかどうかというのをずっと伺いたい。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回の改正条例におきましては、最終的にはこの4つの項目を主に判断基準というふうにはさせていただいておりますが、この中でも、例えば、雑草の高さであるとか、そういったものも判断の一つとして判断していくというところで想定のほうをしております。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） だから、逆に言えば、そういう所有者は分かりながらも、ただいろいろあってもなかなか処置しない等で、そういう点では隣地も含めて一定の障害がある、そういうふうな事例というのは、ほかにもあるかもしれないんですが、空き家のほうとは別だということになりますから、そういう点で隙間的にいうだけに多分ちょっとその背の高い木があって倒れてきて危ないという危険があるようなときに、そのことを何とかしてほしいということに対して答えられるような、条例になるかどうかの措置というのは、一応河合町の今の規定から言えば、ないということなんじゃないかな。

ごめんなさい、今日言えば、あと強制的に、だから、やっても頑張れば、例えば、このやり方なような感じで強制的に除去してその費用は請求するというようなことまで、草ではないけれども背の高くて危なそうな木とかいう、そういうことには適用できないかなということのをちょっと検討しておいてほしいなと思うんですが。

○委員長（長谷川伸一） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、雑草以外というところでございますが、この改正条例にもありますように灌木というところでは含めさせていただいております。

○委員長（長谷川伸一） もう一度ちょっと。

坂本委員。

○委員（坂本博道） そうしたら、灌木というのは一応どれぐらいのものを一応想定しているんでしょう。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、灌木なんですけれども、どちらかというと低い木のことを指しておるところでございまして、例えば、ツツジとかアジサイとか、そういったものを含めているというところでございます。

○委員（坂本博道） 取りあえず。

○委員長（長谷川伸一） はい、ほかに伺いませんか。

はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 今の上と質疑を踏まえてなんですが、私も恥ずかしい形でございますが、定期的に対処させていただいている空き地みたいなどころあるんです、母親の持ち物で。3年もほったらかすと結構木って伸びますよ。低木という認識としてあるかもしれませんが、それが2メートル、3メートルになるぐらいにはなりますんでね、その辺のところは今後改正をどこまでの部分になるのか、またこれは森川次長担当されて所掌されていらっしゃるでしょうから、空き地対策の部分でもこれは評価点の部分でこれ関連してくることだと思えます。だから、そういったところの整合性もしっかりと図りつつ、様々な事例があってもしっかりとその繁茂を予防する形の条例制定、またその執行を行っていただきたいと思いますんで、その辺のところの整合性、今後かけていただけますか、空き家対策も含めて。

○委員長（長谷川伸一） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、そうしたら私のほうからちょっと回答させていただきます。

当然、生活環境部におきまして、空き家については住宅課、空き地については環境対策課、2つの課で担当しております。当然、空き家も木が生えて困っている等々の相談もあります。当然、空き家対策として取り組んでおります。今回、空き地についての木について、空き家の中にある木についても同じような、当然、現場確認は必要だと思いますけれども、同じような対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（常盤繁範） ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） はい、ほかにございせんか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

○委員外議員（佐藤利治） 佐藤です。

○委員長（長谷川伸一） 佐藤議員。はい、お入りください。

○委員外議員（佐藤利治） よろしく申し上げます。

委員長。

○委員長（長谷川伸一） 佐藤議員。

○委員外議員（佐藤利治） 3年以上かかりましたが、100点とは思っていませんが、進めていただきましてありがとうございます。

本題に入ります。

私のほうからは3点聞きます。

まず1つ目、2条の2項に出ております、管理不全な状態との言葉がありますが、その4つのうちの1つでもあれば、これが進んでいくということで捉まえていますが、1と（1）と（2）は現場で、読んだほうが分かりやすいですかね。衛生害虫等の発生原因となるおそれがある場合、2番目にごみの不法投棄が著しい場合、この2点は現地を確認すれば写真を撮ることもできます、目の前の道路から。ところが、（3）と（4）というのは、曖昧な基準であって、それを判断するのが誰なのか、誰が現地でするのか。先ほども意見が委員のほうからありましたけれども、高さ、例えば、一般質問でも何回も言うていますが、小学5年生の基準の身長1.5メートルを超えたときに判断するとか、何か、これは別に要項か何かで定めているんですかね、それが2点目、ごめんなさい、1点目。

それと、2点目に、11条で過料が平成7年12月に決めていただいた1万円が5万円に今回なっておりますが、私も約4年ほど前、5万円、5万円と言うていました。だから、責任は感じておりますけれども、ただ、今、その場所に桜の木の大木があるようなケース、そうしたら人件費も上がっている、油脂燃料も上がる現在、10万円以下との実費とするというほうがよかったのではないかなと、だから今回これ決めていただいたら5万円で進めるのはいいんですけれども、できることであれば、やはり2年とか3年の間にやはり見直しを図っていただきたいと、そういうふうに私は思います。

3点目、他の委員からも質問がございましたが、例えば、住民のSOS、隣の家からもう虫が大量に飛んでくる、それとか草がうちの庭に倒れてきていると、そういうふうなSOSがあったのをスタートとして、どんな流れでどのぐらいの期間を想定して代執行もしくは、町長が最終判断して5万円の過料をもらうのか、その辺までのフローチャートを言葉でできたら述べていただきたいです。

以上3点、よろしく申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、管理不全の状態についての確認の方法というところでございますが、まず、現場確認のほうをさせていただきます。その中で、火災予防上、犯罪の防止上というところでございますが、現地のほうを見させていただいて、例えば、その場所に不法投棄があったりとか、そういったものを含めて判断のほうをさせていただきたいというふうに考えております。それについては判断基準というところで改めて設けさせていただくというふうに考えております。

続いて2つ目については、過ち料の5万円の設定でございます。こちらについては、地方自治法に定められておりまして、上限が5万円ということで決まっております。この5万円といえますのはあくまでもこの命令に反した形というところの罰金的な意味合いというふうに捉えておりまして、実際の草刈り業務については、もし代執行に行く際がありましたら、代執行は代執行で別で請求という形になります。

3つ目、害虫の発生とか倒木とかあったときの期間というところでございます。こちらにつきましては、通常春先頃から雑草のほう生えてきます。例年5月をめどにこれまで町で把握している現場確認のほうをさせていただいて、それがスタートというところにはなるんですけれども、最終的に代執行までの期間を最短としまして、その翌年の5月、6月が最短かなというふうに捉えています。実際にはもう少し期間がかかるものだというふうに考えております。

○委員長（長谷川伸一） 佐藤議員。

3問目の答えは、佐藤議員が望まれている答弁ですか。

○委員外議員（佐藤利治） 3番目も違いますし、1番目の、僕わざわざ読み上げて言うたんですけれども、そのごみの不法投棄とかそんなんはいいと、3番、4番の基準が明確になっていないけれども、要項があるのか、もしくは別にあるのか何か基準を設けんと相手の人とトラブルになるでしょうと心配しているんです。

○委員長（長谷川伸一） まず、1番目の要項についてはどのような計画お考えになっているか、まずそれから、内野課長、ご説明いただけますか、細かい要項につきましては。

はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、1つ目の基準といえますか、第2条2項の3番、火災の予防上危険と認められるというところの内容と。

○委員外議員（佐藤利治） と4。

○環境対策課長（内野悦規） と４と。

まず、３つ目、火災の予防上危険というところでございますが、枯れ草や枯れ木が大量に見られて延焼の危険性がある場合というところでございます。

続きまして、犯罪の防止上好ましくない場合については、草木が広範囲に繁茂して、子供の背丈より高いなど視認性に問題があり、犯罪に使用された際にそれを隠す可能性がある場合というところで考えております。

○委員外議員（佐藤利治） 委員長、すみません、ちょっとまだよう分からんので、もう一遍説明していいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、もう１回。

佐藤議員。

○委員外議員（佐藤利治） もう１度言いますね。

草がたくさんある、例えば、平米当たりどれだけの草があるとか、例えば、草の高さが小学５年生の平均の１．５メートル以上超えているとか、そういう基準を今まで決めなアカンよということで一般質問で何十回とやってきたと思うんです。だからその辺のことを明記しないと、お金をもらいに行く相手にどう説明するんかですわ、認識が、僕の場合は言うているんですかと聞かれますやんか。

（「具体的な数値を」と言う者あり）

○委員外議員（佐藤利治） そう。

なかったらなかったでいいんですよ。

○委員長（長谷川伸一） ちょっと発言控えてください。

じゃ、森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） そうしたら、私のほうから、判断基準等の確認言われておりますんで、少し説明させていただきたいと思います。

今回、条例改正に基づきまして、環境対策課として判断基準６点考えております。まず１点目、雑草の高さ、２点目、隣への雑草の越境、３点目、公共道路等へのはみ出し、４点目、枯れ草の状況、５点目、衛生害虫の発生、６点目、不法投棄、こういう６点についてある程度基準を定めております。その基準に基づいて判断していくいうふうに予定しております。

○委員長（長谷川伸一） 基準はそれ要項として正式に作られて、そういった当事者に対しても説明できるようになっているのですか、今からしようとしているのか、その点。

森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然、役場のほうから空き地の所有者さんにいろいろ措置をしていく中で、この基準については作成しております。これに基づいて、所有者さんのほうに説明した上で町はこういう対応をしますという打合せのほうを含めて考えております。

○委員外議員（佐藤利治） ちょっと待ってください、まだ3番目。

○委員長（長谷川伸一） 3番目も。次、ちょっと待ってください、1番目はこれで。

次に、3番目のSOS発信……。

○委員外議員（佐藤利治） 委員長、すみません、3番目、もう一遍言いましょうか。

○委員長（長谷川伸一） もう一度言ってください。

○委員外議員（佐藤利治） すみません。

他市のケースで、答えることが難しいかもしれませんが、住民さんから、隣の家から大量に虫がうちに飛んでくると、例えば、草がもう倒れてうちの敷地に入ってきていると、そういうふうなSOSがあつてから連絡して、一般的に隣の持ち主に切ってもらえたらゴールです。例えば、それがちゃんと進まんとときには町が代執行するのか、町が業者に発注して切つてまた持ち主に請求するのか分かりませんが、その一般的な流れの、切るまでのゴールをどのぐらい見とったらいいんですか。一般論でいいです。特別なケースでいいです。

○委員長（長谷川伸一） はい、森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、ちょっと、そうしたらもう一度私のほうから、空き地の相談があつて最終的に行政代執行までかかる日数について、環境対策課のほうでフローチャート作成しております。ある程度そこから見て、最終15か月、1年と3か月はかかるというふうに読んでおります。

当然、まず、ちょっと順番に読ませてもらいます。

まず、4月の中旬からスタートさせてもらって、最終、命令等、公表等を含めて全てそうした場合に、代執行が5月か6月ぐらいには行けるだろうというふうに読んでおります。

○委員外議員（佐藤利治） ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） それでは、それで終了します。

ご退出をお願いします。

ほかにございますか。

○委員（坂本博道） ちょっといいですか。

○委員長（長谷川伸一） ちょっと待ってください。もう意見駄目です。次お入りください。

（「もう終わっています」と言う者あり）

○委員外議員（中山義英） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山議員。

○委員外議員（中山義英） 私のほうからは、2点質問させていただきます。

まず1点目、第10条第2項、ここでその身分を示す証明書を携行しと、この証明書というのは単なる公務員の証明書では中へ入れません。例えば、固定資産税の場合であれば、家屋調査の場合、評価委員証があるんで、これはこういった証明書を発行されるのか、何の法律に基づいたやつなんか、それが1点目。

それから、2点目、これ条例というこうことで、これ作られた以上その覚悟、これ先ほど来からいろんな質問出ていて、例えば、住民がいろいろこの条例を基に全然来いひんやんかと言われると、権利の不行使というか、言うのはイコール条例違反になるんで、その辺の覚悟、どれぐらいの覚悟を持てはるのかいうのを聞かせてください。

○委員長（長谷川伸一） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、まず1点目、10条2項の立入り証と、身分証というところでございます。こちらについては、これまでの条例、規則におきましても定めていたものでございますが、立入り調査員証というところで発行しようということを考えております。

もう1点、権利の不行使に対する町の覚悟というところでございます。こちらでも改めて条例を改正させていただくというところでございまして、今回の改正の一番の目的としましては、まずはご本人さんに届けると、今の現状がどういう状況であるか、所有者さんにしっかり届けるというところを目的でございます。その目的の下に、この第4条のほうを追記させていただいたところでございます。こちらも含めて、今回この空き地の状況において判断基準等を定めさせていただこうと考えておりまして、それに基づいて実施のほうをさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） それでは退出を願います。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第18号 河合町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例の全部改正については可決することに決しました。

次に、はい、職員さん、交代お願いします。

議案第21号に入る前に、資料の差し替え、議案の差し替えがありますので、皆さんのお手元に配付します。

（「資料請求の回答の変更ですか」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） いや、何か議案資料の差し替えと。追加資料。

皆さん、お手元に配付されましたか。はい、確認をお願いします。

では、議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。
理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） お願いします。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） それでは、議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、こども子育て支援法、地方税法及び同報施行令が改正されたことに伴い、こども子育て支援納付金課税額や基礎課税額などの限度額に関する規定の改正を行うものです。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上が、今回の河合町国民健康保険税条例の一部改正の内容となっております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） それでは、審議に入ります。

質疑のある方発言願います。

また、配付資料を見ていただけますか。

○委員（坂本博道） よろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） これの直接のきっかけは、こども誰でも通園制度の財源も含めてということなんで、それと関連があるので、そっちの事業としてはだから実はこの前条例を作ると

きによくなる面もあるということで賛成したんですが、その財源の関係ではちょっとこれはかなり問題があると思っていますんで、そういうこと幾つかただ聞いといてと思います。

そういう意味で、これが国保税ということで徴収されるということになると、今度はそれは根拠法としてはどこにあるんだろうか、この条例の対比でもありますが、本来国民健康保険事業に要する費用ということで集めるべきものを、これは違うことに使うわけですから、上が決めてきたことだから仕方ない面があるんですけども、ただ現場の条例作るところもそこはよく理解しておいてほしいと思うんで、根拠となる法律は、改めてですが、そもそもなんです。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 根拠法令としましては、こども子育て支援法及び地方税法という形になります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 確かにそこへちょっと無理くり書くようなようなことになっているんですが、一つ、ここにはないですが、確か、いわゆる四方式とか、それからこの中身についてはこれは地方税法で実は決められてんねやというようなことを、大分以前違うことでやり取りしたときにそう言われました。地方税法も中にはこども子育て支援分という形での、そう改正されていきましたかね。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、改正されております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そういう意味で言ったら、ただこれはそもそもこれと確かに、さっき言った国保税というのはそもそも療養の給付を支える税金でありながら、こども子育てに使っていいということになるんで、ちょっと今後いろんな問題残すなとは思っております。

それはいいですが、今回納付金というのは、これはどこからどこに請求されて、結局どこに納めるもんですか、これ、こども子育ての分ですが。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 市町村が県に対して納付しまして、県から国のこども子育て特別会計のほうに納付するものでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 通常ほかの3つの医療分、介護分、後期分というの、これはどこに納付をしていますか、今やったら。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 介護分、医療分、支援分についても県に納付した上で、県から国に対して納められるものでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 確かにそうなんですが、ただ介護、医療分、後期分、実はその医療の形支えるために回っていくんですけれども、こども子育て分は確か内閣府扱いで、そっちのほうへ納付することになってくると思うんですね。だから、そういう意味ではちょっとそもそものがそういう構造を持っているということは、ちょっと本当に今後に影響を与えてくる、改正を今条例を整備しているんだということを、ちょっと理解する必要があるんじゃないかなと思っております。

ですから、そういう点では、それも踏まえた上で、ちょっと今回のこども子育て支援分、中身についてもう一度確認したいと思うんですが、今回でいくと、所得割と均等割という2つでできていると、そこへ18歳以上均等割というのも出てきます、ちょっとこの辺の関係をもう一度説明してほしいんですけれども。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 通常の均等割と18歳以上の均等割というのが今回創設されております。18歳未満の方に対する均等割は全額免除されるという仕組みでございまして、その免除の財源として、18歳以上の被保険者から徴収して、そこに充当するという仕組みでございまして。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ですから、そういう点では、例えば、今回基になるところですが、今、国保については、ちょっと悪いけれども、世帯数と被保険者数、そのうち18歳以下何人になっていますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 令和8年度予算の想定の話でございますが、被保険者対象人数が2,924人、それに対して18歳未満均等割の対象者として222人を見込んでおります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 一度は、ほんだら、均等割として2,924人に1,700人分、1を掛けて、そのうちで18歳未満は免除するので、そこで足らなくなる分をもう一回18歳以上にかけて直す分がこの200円だと、均等割としてね、ということで、理解でよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、18歳未満に対しても一度は確かに賦課をして、その賦課をして減額した分というのを18歳以上の均等割で賄うという考え方でございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そういうことですから、結局は、何か確かにこれ子供子育てのために使うお金だと言いながら、18歳未満の人にまでやっぱり税をかけるのはおかしいやないかということもあって免除はすると、ただ、全体免除はしたけれども、それは18歳以上に振り向けようという考え方で、その部分が200円ということなんで、全体としてはだから18歳以上の方は1,900円が均等割だというふうに考えてよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） そのとおりでございます。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、その上でですが、こども子育て支援分について言うたら、来年、

再来年、3年間上げていくような確か案になっていたと思うんですが、それ幾らぐらいでどうに理解したら、そういう理解でよろしいんですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、増額するという国の指標が示されていたと思いますが、具体的に今どれぐらいの納付金の規模になるかというのはまだ分からない状態でございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、国のほうの、これ入れる導入の際の資料では、1年目250円、国保について1月、2年目は350円、その次は450円、段階的に上げますよということになっているんで、ということは、来年はまたこの条例改正して多分上げる、そういう変動に伴って改正しなければいけない内容のものだというんでよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 国の示す資料に基づきましたら、そういう形になると考えております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 分かりました。そういうことで、ちょっとこの全体を持っている中身というのが非常に負担を増やす面と同時に、その中身についてはやっぱりそういう問題があるということは理解しながら、だからやっぱりそれについては我々本当に課税するほうとしても必要じゃないかなと思うんですが。

あと、全体を通じてですが、上のほうの令和7年、8年のやつが、それぞれ変わらないということですけども、均等割分が、ですから均等割分だけ一人一人の被保険者についていくと、本体部分は医療、介護、後期も上げないで令和8年はやっていこうというのが県の統一基準の考え方だということでもよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、令和7年から令和8年において変更されたのはこども子育て支援分についてのみと承知しております。

○委員（坂本博道） 分かりました。

はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そのうえで納付金ですから、今度、結局これ県に納めるんでその集め方については、これは一応何遍も言いながらできないとは言いますけれども、集め方の部分ですから、本当は町独自でこういう条例で決めれるものだという理解でよろしいんですか。しかし、やれるけれども、やらないという従来の、町独自にね、集める責任は町にあるんですけれども、本来は町で決める、ただし統一しているんでこれ以外のことはできないというふうな理解でもう一遍確かめておいてよろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） ちょっと、坂本委員の質問内容分かりますか。解釈、ちょっと簡潔にもう少し。

○委員（坂本博道） 簡単に、要はこういう納付金ですけども、やっぱりそもそもおかしいと思われまので、その出し方は国、県通じて町に来ているんで、その納めるんは納めなしやあないと思うんですが、しかしそのそのときの納め方は本当は独自で考えられるんちゃうかといった、住民負担とか関わるんでね、そういうことは今後に向けてもそういう性質のもんだということがちょっと分かつとれば、またそういう意見も出していく必要があるんじゃないかなと思うんですが。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 納付はすべからく県を通じて納めるという形に法で決められております。

○委員（坂本博道） はい、最後にもう1点。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） ほんなら本来条例としてまとめて出ているんですけども、この中にはもう一つの、限度額のほうについては医療、後期、介護分も全て国が上げているということになるんですけども、それイコールではなくても本来はいいんですけども、県の統一ということでこの額に上げるという案になっているということよろしいですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 地方税法施行令に基づいて定めております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 最後までうちよつとだけ。

ただ、この影響、いつもはこれ分けて条例としては出てくる場合もあって、限度額分とかとあるんですが、これ影響を受ける人はそれぞれ何人ぐらいあるとか試算していると思うんですが、それとこども子育て支援分は3万円が上限となっていますが、この該当するだろうという人数というのは大体何人ぐらいがしていますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） まず、2点質問があったと承知しております。

まず、賦課限度額の影響分でございます。医療が65万円から66万円に上がったことに対する影響額は1世帯でございます。増額としては39万4,500円程度と試算しております。

次に、支援分24万円から26万円に上がった影響額でございますが、8世帯に影響があると試算しております。影響額としましては79万1,400円という形になります。

次に、こども子育て支援分に対する賦課の対象人数ということでございますが、これは2,924人という形でございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 限度額を超えるだろうという予想している人数というのは、ここは出ないんやったか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 今のところ、こども分については試算不可能という形になります。

○委員（坂本博道） 分かりました。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 重複するところはあるんですけども、質問1点させてください。

こども子育て支援金均等割の部分で18歳以上均等割のほうが200円、一応政府の方針として、今後年度ごとに重ねるごとに増額の予定であるというところの部分は認知しているところであるんですけども、私としてお伺いしたいのはこの限度額ですね、このこども子育て

支援分という形で、条文としましては5条、何と言えればいいのか、表現すればいいのか、1枚目めくって条文ですね、中段の部分、第1条第4号のこども子育て支援納付金課税額はというところの部分でずらずら書いてあるところで、上限額が定められておりますね。これ、坂本委員のほうからも質疑の中で触れていらっしゃいましたが、こちらのほうの上限額については、今のところこのまま固定されていく形なんですかね。方針が示されていませんか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 一応3万円という形で定められております。ただ、今後、賦課限度額についてどうなっていくかというのはまだ見通しが立たない状態でございます。

○委員（常盤繁範） はい、分かりました。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ございますか。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） 1点だけ、今回こども子育て支援金均等割が創設されます。この部分について一般財源の繰入れって発生しますか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） これに対して繰入れはないと承知しております。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） では、ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 多数であります。

よって、議案第21号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、可決することに決しました。

暫時休憩します。

5 分間、あちらの時計で55分まで休憩します。それからまた再開します。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 2 時 5 5 分

○委員長（長谷川伸一） 再開いたします。

録音をお願いします。

次に、議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） お願いします。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） はい、それでは、議案第23号 河合町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本条例の改正は、令和7年12月17日付で、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、令和7年度税制改正の影響により保険料収入不足を防ぐ観点から、従前の税制で令和8年度介護保険料を賦課することとなりますが、このことにより課税扱いになる方がいらっしゃることから、この影響を回避するために、令和7年度の市町村民税が非課税の方で税制改正の影響により令和8年度の介護保険料の段階が課税扱いとなった方については、介護保険料の算定において市町村民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとし、また、その対象者の利便性を考慮し、本人の申請を待たずにシステム上で一括して減免を適用できるよう条例の一部の改正を行うものです。

以上、簡単ではございますが、条例の概要をご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷川伸一） それでは審議に入ります。

質疑のある方発言願います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 質問させていただきます。

簡単に、対象者どのぐらいになるんですか、これ。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） まだ令和8年度の申告がまだ終わっていませんので、現時点では分からないというところです。ただし、令和7年度の方でちょっと当てはめてさせていただきますと、参考程度なんですけれども、約131名になります。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） なかなかちょっと理解がしにくくてあるんですが、結局これ自動的にシステム上もそういう扱いにするためにもうこういう条例としてきちんとしておかないとやっぱりできないという意味で作ろうとしているんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 河合町の減免の例なんですけれども、本来であれば災害であったりとか、例えば、突然仕事が倒産したりとか、そういった方に対して減免する際には申請をもって減免するとなっているんですけれども、今回、税制改正の影響によってちょっと思わず、本人さんが想定していない形での介護保険料のアップという形になりますんで、結局介護保険を受けられている方が高齢であることから、今回ちょっと本人の申告を待たず、こちらでさせていただこうということで、条例改正もさせていただくところでございます。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、一応これは河合町の独自の判断に基づく条例ということでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 全国的に国のほうからの通達がありまして、今回についてはそういった形での減免ができるということになりますんで、市町村の判断になりますので、全国的には大体減免するという方向で動いておりますんで、河合町もそれ例にとって減免のほうをさせていただくという形です。

○委員（坂本博道） 次が最後で。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そういう意味では被保険者の方にとってみればいいことやと思うんでやっていたきたいと思うんですが、ただあれですか、同じぐらいの所得であれば令和8年度について発生する分についたら9年度は課税されてくるということになるんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 介護保険料なんですけれども、3年間の支出に対して介護保険料を決めるという制度がありまして、今回6年、7年、8年とこの部分での介護保険料の率を定めているものでございます。ちょっと税制改正というところでちょっと想定されていないことが今回起きましたので、その想定されていないことが起きたことに対して対応するために、こういった条例改正させていただいたというところでございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございますか。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） 常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） その辺のところを確認したいと思って質問を用意しておいたんですけれども、これって、要は今回のその条例って国の将来的にこういう形で省のほうからこういう方向で行きますからねという形で条例改正を行うと、それに応える形だと思っているんですけれども、これ恒久的にずっとこれ条例が適用されるような形の要件ではないですよ。これもう言わば時限的ですよ。今年度から入れば3年後以降はその対象者はいないという形になるわけですよ。という意味合いでこの条例改正という形で理解してよろしいですかね。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 今回の分につきましては、あくまで8年度に限るという形になっております。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 大西委員。

○委員（大西孝幸） ちょっと確認させていただきます。

要は、この条例改正でシステムで変更するという回答があったんですけれども、それって

パラメータ変えるだけで簡単にできるものですか。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） システムのパラメータのほうで対応するという形になっております。
以上です。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） すみません、先ほどの大西委員の回答なんですけれども、すみません、ちょっとパラメータという話をさせていただいたんですけれども、ちょっとまだこの改正の部分について、すみません、システム改修が要るかどうかというのはちょっと、すみません、まだ確認のほうできておりませんので、すみません、ちょっと先ほどの回答については訂正させていただきたいと思います。すみません、申し訳ないです。

○委員長（長谷川伸一） では、委員以外議員の方で質疑のある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第23号 河合町介護保険条例の一部改正については、可決することに決しました。

じゃ、交代をお願いします。

次に、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） お願いします。

はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） はい、それでは、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

現在工事中であります不毛田川内水対策事業に伴う道路改良工事におきまして、自治会要望による新たな迂回路の設定による交通安全対策費の増加が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。ご審議ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、私からの説明は終わらせていただきます。

○委員長（長谷川伸一） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 事前に資料請求させていただいていまして、説明文もこれご丁寧に、契約変更理由のところの回答をいただいております。また加えてですが、実際に金額としての増額の部分の内訳まで記していただきましてありがとうございます。

その上で、確認させていただきます。

こちらのほうの回答の6ページのほうに書かれているんですけども、工事の部分で表があります、一覧表ですね。そちらのほうの安全対策費、こちらの部分、私としましては確認しておきたいと思っております、内容としまして、この記載されているものとして想定される形で、工事後も残置される設備というのは多分この照明設備と防犯カメラになると思うんですが、まずここ残置される形ですかね、工事後も、設備としてね。それとほかに何かありますか、残置される設備というのは、今回の予算措置含めてですね。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） はい、すみません。

安全対策施設にかかる照明とかカメラにつきましては、工事完了後全て撤去という形になります。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 例えば、その流用するために残置できないんですか。これリース料ですか、確認させてください。

○建設課長（吉田和彦） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 安全対策費の全ての器材につきましてはリースとなります。

以上です。

○委員（常盤繁範） なるほどね。

○委員長（長谷川伸一） 質疑ある方、ほかございますか。

はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 一応この契約変更でなる内容というのは、いつから実行されているんですか、これするんですかということでは。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） この期間につきましては、今年の1月13日からとなります。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） この増額分というのは、これは年度内の分なんですか、3月末までなんでしょうか。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） おっしゃるとおりでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） それでいくと、この費用の一応予算措置というか、別に補正していないと思うんですが、それはどのようにして賄うんですか。

○建設課長（吉田和彦） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 令和7年度の建設事業費のところから出しております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それでは、前回か前々回かのちょっと大きな契約変更やって、5,000万

円ぐらいだったかな、何かそれもその枠内でいけましたということですが、結局、それだけ今回余裕があったんですか。それとも、結局繰り越していたけれども、使わなくてよい部分もあったんでできたと、そういうふうに解釈していいんですか。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 結果論という形になるんですけども、令和6年度に繰越しさせていただいた部分と令和7年度で予定させていただいた分のちょっと差が生じたんで、令和7年度の予算につきまして、その分で充てられたという形になります。

以上です。

○委員（坂本博道） 分かりました。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） その令和6年度からかかる工事の部分で減額になっている部分があるわけですよ。それは要は執行できなかった部分のところの部分ですよ。今回のこの工事の部分で対策費として、仮設工から含めてかかっている分というのは別目的ですよ。そう考えると、将来的には工事全体をしっかりと完成まで向けて行うという形で考えれば、トータルとしては若干の上乗せ分はあるよという形になると解してよろしいですか。確か減額したの買収費用だか何だかがメインだったような気がするんですけども、その部分は確か執行できていないんですよ。だからトータルとしては、金額は、今回の予算上は、補正予算上、また年度予算上は金額納まっているけれども、将来的には当然かかるものはかかってきますよと、増額になりますよと、当然ですね、少し大きな話しますが、建設費用だって高騰していますから、前回補正されていますよね、そういったところはしっかりと我々議会の人間としては意識していかなければいけないのかなと考えているところでありますので、ご回答いただけますか。

○委員長（長谷川伸一） 分かりますか。

○委員（常盤繁範） 予算としては納まっているって答弁だけれども、結局トータルで言えば、当初の予算金額よりはしっかりと上乗せになってしまっているというのは、様々な要因がありますよということは、我々理解しておけばいいですねということで確認させてもらったんですけども、いかがですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 常盤委員がおっしゃるように、物価高騰とかいろんな様々な要因が現場を進めていく上では必ず生じることだと認識しておりますので、もし今後におきましても、事案等発生した場合には、議員の皆様にお示し等させてもらいたいとは認識はしております。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 重箱の隅突つつくような形で申し訳ないんですけども、現在進行形の形でこういう予算がもう既に使われている形になっていますという形で、例えばですけども、悪いような表現で言っていないよ、当然のことながら必要なこととして理解しているんですけども、地元からの要望が追加でこういう形であって、実際にこういう条件でやってみたら、それではどうなんだろうと、説明文に書いてありますよね、具体的には述べませんけれども、そういった形で工事金額の部分の変更が生じていますと、どちらかというと後追いの形でこの契約をこう結ばれますという形で、我々は審議する訳ですよ。だからそういったところの部分はあるべく事前にご説明いただく、一言でもいいから、こういう形になって、将来的にはこういう形の議案出されますよという形の手続きは必要かと思うんですよ。こうなったから仕方ないじゃないですかという形で議案が出されているようなイメージを受け取りがちになるんです。そこはできれば善処していただきたい。部長、ご答弁いただけませんか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今、常盤副委員長が先ほどおっしゃっていただきましたように、今回の追加内容につきましては、当初想定しておりません内容でございます。当然、総合的な全体の計画の中で突発的と言いますか、上乘せされる費用、予算という形にはなっております。目的としましては、内水対策事業を完成させるべく必要な経費というところでは捉えてはおるんですが、今回の件につきましても、もともと事前に見込めたのではないかと、また、事前の調整に不備があったのではないかとといったような、議員皆さん方の疑念というものも当然あるかも分かりません。そのあたりにつきましては、副委員長ご指摘のように、事後報告ではなく、できるだけタイムリーにそういった内容というのを、事前に説明また報告というのをさせていただくように努めたいと思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、常盤副委員長。

○委員（常盤繁範） 僕、印象操作的にそんな感じで受け取られたのかなとちょっと心外なんですけれども、別に、何ていうんですかね、地元の要望でその状態に合わせて、状況に合わせて、環境に合わせて、やっぱり必要性があるよねという形のものは当然くみ取るべきだと思うんですよ。その内容がしっかりと整合性を取れているのであれば、当然のことながら、その安全対策も考えるべきだし、そこは理解しているんですよ。

しかしながら、要は情報をね、こういう形になって、方向性としてこうですよというものに対しては、我々にもう少し早い段階でご相談いただく、開示していただく、それは必要だと思いますんで、後出しじゃんけんどうのこうのとかそういう意味じゃないんですよ。必要なものは必要な形として言っていたきたい。

しかしながら、その出し方ね、今状態の仕方の部分について、いかがなものかと思っておりますんで、そこは善処していただきたいと思っておりますんで、もう一度ご回答いただけますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） すみません、私の取り方の違いというか、深読みしたように申し訳ございませんでした。

今回のその手続き、議員さんへの事後報告という形にはなっております。これは、去る7年の12月議会でもいろんな審議の中でご指摘いただいた問題ではあるんですけれども、あくまでも国のガイドラインに基づいて対応しているところではありますが、今回12月に今回の件を議員の皆様方に書面にて報告させていただいたというのは、前回の反省を踏まえてという対応でございます。

今後におきましても、さらにもっと皆さん方にご審議いただく時間等確保する、またご納得というところとあれですけれども、事後報告の対応にならないようにもっとやり方というのがあるかどうかというところは検討してまいりたいと思います。

○委員（常盤繁範） はい、ありがとうございました。

○委員（坂本博道） ちょっといいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） すみません、ちょっとその辺でまたちょっと確認しておきたいんですが、

自分は、必要なことは必要やからやらんとかも出てくるのは当然やと思っています。ただし、基本的にはやっぱり事業ですから予算に基づく執行ということにないと、予算もつけずにと
いうのはやっぱり具合が悪いと。そういう意味で言うと、今回のやつは、いわゆる、款項目
か、目が入らないなんで流用でやりましたということです、最終的にあれですね、予算決算
との関係で令和7年の決算のところで、当初の内水対策に対する予算、それから繰り越して
いた額の予算、それをひっくるめてどういう事業を最初執行して、決算が出たところに、当
初の繰越ししていた事業目調が幾つかあるんだけど、それが全て達成されたかどうかと
いうのを含めて見ながら、決算のほうではこの内容も含めて入っていたら、結局は予算の範
囲内でできたんだということが分かると思うんで、ちょっとその辺はまた決算のときにでち
ょっと確認できるようにまたしたいなと思いますので、そういう点では必要なことはやらん
といかんし、ただそれが想定以上に大きかったら当然補正予算とか、もしくは専決とかやる
こともあるだろうという思いながらなんで、ちょっとその辺のことをちょっと確認したかつ
たということですね。また決算でやりたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） はい、じゃ、答弁よろしいですか、坂本委員。

○委員（坂本博道） そこで、そんなそれで分かるでしょうねということで、流れがね。前段
からの動きについては、そう思うってそう思うようにしておいてください。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） ちょっと失礼しました。

坂本委員おっしゃるように、決算のときに全て数字が出ると考えておりますので、はい。
以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、杵本委員。

○委員（杵本光清） 一言だけ。前回と同じことをされていますよ。そこはやっぱり考えて対
処されるべきことかなと思います。そのことについて一言だけお願いします。

○委員長（長谷川伸一） 課長からよろしいですか。

○建設課長（吉田和彦） 中島部長からです。

○委員長（長谷川伸一） では、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 先ほどの繰り返しにはなりますが、このやり方というの
はかなり議員さんからも様々なご指摘いただいておりますのは重々承知しております。その上で、
今後のやり方については、改める部分については改めていきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑ある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結については、可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○委員長（長谷川伸一） 当委員会に付託されました案件は以上です。

これをもちまして、厚生建設常任委員会を閉会いたします。

本日は皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時18分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

長谷川 伸 一